本委員会は、去る6月27日の本会議において付託を受けた4定請願第1号 公共交通機関等の充実を求める請願について、29日及び7月6日に委員会を開催し、請願者からの意見陳述を受け、請願に至った経過や趣旨を聴取するとともに、当局に対し、公共交通施策に関する取組状況などについて説明を求め、審査をいたしました。

審査の過程について、以下のとおり報告申し上げます。

まず、田辺市地域公共交通網形成計画に基づく取組状況について、当局に説明を求めたのに対し、「路線バス利用者の減少やそれに伴う補助金の増加をはじめ、地域公共交通を取り巻く現状を踏まえた課題解決のため、地域住民、交通事業者、行政がそれぞれ役割を明確にして各事業に取り組み、評価検証を行いながら実施している」との説明がありました。これに対して委員から、計画に記載されている課題は、行政や事業者側の課題であり、困っている人の課題が取り上げられていない。発想を転換し、困っている人の立場からいかに課題解決するかを考えるべきであるとの意見があり、当局からは、「計画策定時には、住民アンケートや地域別懇談会を行い、ニーズを把握するとともに対応方針を議論している。これらのニーズに応えるためのサービス提供者は交通事業者である中で、様々な交通手段を用いて実施可能な方法について取りまとめている」との答弁がありました。

さらに、委員から、住民意見を踏まえた具体的な課題解消策について説明を求めたのに対し、「計画の策定以降、住民バスの運行路線や回数見直し、交通事業者からの発案による100円バスの実施など、住民の皆様からの声をいただく中で課題解決に向けた取組を実施しており、現在も路線バスの運行ルートの見直しについて事業者との協議を進めているほか、自家用有償運送の実施に向けた合意形成の方法を模索するなど、取組を続けている」との答弁がありました。

このほか、委員から、公共交通機関の充実や必要なサポート手段を講じてほしいという本請願の趣旨は、田辺市に住んでよかったと思えるまちづくりを望む請願者の素朴な願いであり、議会として市に対し進言していくべきだという意見がありました。

その一方で、委員から、公共交通機関の重要性や請願者の思いは十分理解するところであり、引き続き利便性向上に向けた努力を求めるところであるが、公共交通の運用は市が単独で行えるものではなく、交通事業者の参画が不可欠であることから、新しい交通システムが交通事業者や交通網の体系維持にどのような影響を及ぼすのか、その動向が確約できない中で、本請願を採択することはなじまないとの意見もありました。

当委員会として、請願者の願意を真摯に受け止め議論を交わし、採決を行った結果、本請願については、賛成少数により不採択とすることに決しました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年7月6日

総務企画委員会 委員長 福 榮 浩 義

本委員会は、去る6月27日の本会議において付託を受けた議案7件について、29日及び7月6日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、4定議案第1号 田辺市半島振興対策 実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例及び田辺市過疎地域における固定 資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、同議案第10号 物品購入契約の締結について、同議案第11号 物品購入契約の締結について、同議案第12号 訴えの提起 について、同議案第15号 令和4年度田辺市一般会計補正予算(第3号)の所管部分及 び同議案第23号 令和4年度田辺市一般会計補正予算(第5号)の所管部分の以上6件 については、全会一致により、同議案第13号 和解については、賛成多数により、いず れも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第15号 令和4年度田辺市一般会計補正予算(第3号)の所管部分のうち、一般管理費に関わって、デジタルツインの構築による地域の「魅力」・「価値」・「利益」の向上事業について概要報告を受けたところ、「当該事業は、ドローンを活用して撮影、測量などを行い、デジタル空間に3Dモデルを作成してそれを活用するというもので、災害現場や橋梁など危険箇所での安全かつ迅速な対応が可能となることをはじめ、防災面でのシミュレーション、施設やインフラなどの原姿把握、景観や観光資源の保全のほか、建設事業等での活用など、イメージの見える化を図ることを予定している」との説明がありました。これに対し委員から、ドローンの導入によって最も期待される効果についてただしたのに対し、「これまで、土砂災害など外部委託が必要となるような測量において、内部調整や予算の確保を含め業務に数か月を要していたものが、当該事業によってこれを数時間に短縮できると見込まれる。これを一例として、人口減少下における限られた人員と予算の中で、より有効な行政運営に寄与することを目的に本事業に取り組みたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年7月6日

総務企画委員会 委員長 福 榮 浩 義

本委員会は、去る6月27日の本会議において付託を受けた議案10件について、28日及び7月6日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、4定議案第2号 田辺市駐車場条例の一部改正について、同議案第3号 田辺市自転車等駐車場条例の一部改正について、同議案第4号 田辺市特別会計条例の一部改正について、同議案第5号 工事請負契約の締結について、同議案第7号 工事請負変更契約の締結について、同議案第9号 物品購入契約の締結について、同議案第15号 令和4年度田辺市一般会計補正予算(第3号)の所管部分、同議案第16号 令和4年度田辺市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)、同議案第17号 令和4年度田辺市水道事業会計補正予算(第1号)及び同議案第23号 令和4年度田辺市一般会計補正予算(第5号)の所管部分について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第2号 田辺市駐車場条例の一部改正についてに関わって、指定管理者制度に移行する目的について説明を求めたのに対し、「コロナ禍の影響により駅前駐車場の利用者が減少している中、多様化する市民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設である駅前駐車場の管理について、民間事業者の能力を活用し、経費の縮減や創意工夫による利用者の増加など、住民サービスの向上を図ることを目的に、令和5年度から指定管理者制度の導入を検討している」との答弁がありました。

次に、議案第17号 令和4年度田辺市水道事業会計補正予算(第1号)に関わって、 土地の所有権移転登記を行う必要性について説明を求めたのに対し、「相続人から所有権 移転登記の協力が得られない中、このまま放置すると第三者に登記が変更される恐れが ある。その場合、浄水施設の土地が一時使用停止になり、給水に支障を来す可能性が出 てくることから、将来的に起こりうる損害を回避するため、所有権移転登記の手続請求 に必要な委託料及び補償費を予算計上するものである」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年7月6日

産業建設委員会 委員長 柳 瀬 理 孝

本委員会は、去る6月27日の本会議において付託を受けた議案5件について、28日及び7月6日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、4定議案第6号 工事請負契約の締結について、同議案第8号 物品購入契約の締結について、同議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解について、同議案第15号 令和4年度田辺市一般会計補正予算(第3号)の所管部分及び同議案第23号 令和4年度田辺市一般会計補正予算(第5号)の所管部分について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第23号 令和4年度田辺市一般会計補正予算(第5号)の所管部分のうち、学校 給食費に関わって、学校給食食材等高騰対策事業において、食材の価格高騰により、増加する食材費の算定方法について説明を求めたのに対し、「本年4月の献立の中から、価格の上昇が特に著しい食材を使った献立を抽出し、それを令和3年度の同時期の単価で作った場合の1食当たりの単価で比較した上昇率を食材に反映させ、1食当たりに割り戻すことにより積算したものである」との答弁がありました。さらに委員から、今後、見込み以上の高騰があった場合の対応について説明を求めたのに対し、「年度末の状況により、国等の事業の活用なども含め、関係各課とも対応を検討したい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年7月6日

文教厚生委員会 委員長 宮 井 章